



今回は、競業避止義務についてお話をさせていただきます。在職中はともかく、退職後には「就業規則に記載があるから大丈夫」という考えは通用しません。以下の事項について理解し、どの労働者に義務を課すのか？その期間は？代替措置は？などなど検討するところから始めましょう。

競業避止義務について知っておくべきこと

ML 人事評価

競業避止義務（きょうぎょうひしぎむ）は、入社時の誓約や就業規則に含まれる競業禁止特約によって定められ、所属する企業の不利益となる競業行為を禁ずるものです。

義務に違反した場合は、退職金の支給を制限したり、損害賠償を請求したり、競業行為の差止めを請求したりといった処罰を取り決めているところもあります。ほとんどの企業では、就業規則には「競業避止義務」について規定されています。中には、パート・アルバイトの就業規則にも規定されている企業がありますが、これは、有効性の観点からも、同一労働同一賃金の観点から見直すべきでしょう。この「競業避止義務」の規定を実際に運用する場合は高いハードルがあります。判例上、競業避止義務の有効性については、以下の**6要件**を総合的に判断するという流れになっております。

- ① 守るべき企業の利益があるか否か
- ② 従業員 の地位
- ③ 地域的な限定の有無
- ④ 競業避止義務の存続期間
- ⑤ 禁止される競業行為の範囲
- ⑥ 代償措置が講じられているか

※詳しくは裏面参照ください。

多くの企業では、入社時に誓約書や契約書などで、競業避止義務について労働者本人の同意を取っており、また、就業規則の服務規程にも記載されていることが多いです。このことにより、在職中は競業避止義務が認められます。しかし、退職後は別途契約上の根拠が必要となるため、個別の誓約書や契約書を取り交わさなければなりません。上記の6要件を満たす誓約書等を作成し、労働者本人と合意をしましょう。

① 守るべき企業の利益があるか否か

企業側の守るべき利益は、不正競争防止法上の「営業秘密」に限定されない。

営業秘密に準じるほどの価値を有する営業方法や指導方法等に係る独自のノウハウについては、営業秘密として管理することが難しいものの、競業避止によって守るべき企業側の利益があると判断されやすい傾向がある。

② 従業員の地位

合理的な理由なく、従業員すべてを対象にした規定はもとより、特定の職位にある者全てを対象としているだけの規定は合理性が認められにくい。形式的な職位ではなく、具体的な業務内容の重要性、特に使用者が守るべき利益との関わりが判断されている。

③ 地域的な限定の有無

地域的な限定については、使用者の事業内容や、職業選択の自由に対する制約の程度、特に禁止行為の範囲との関係を意識した判例が見られる。地理的な制限がないことのみをもって競業避止義務契約の有効性が否定されている訳ではない。

④ 競業避止義務の存続期間

1年以内の期間については肯定的に捉えられている例が多い。近年は、2年の競業避止義務期間について否定的に捉えている判例が見られる。

⑤ 禁止される競業行為の範囲

業界事情にもよるが、競業企業への転職を一般的・抽象的に禁止するだけでは合理性が認められないことが多い。業務内容や職種等について限定をした規定については、肯定的に捉えられている。

⑥ 代償措置が講じられているか

代償措置と呼べるものが何も無い場合には、有効性を否定されることが多い。もっとも必ずしも競業避止義務を課すことへの対価として明確に定義された代償措置でなくても、代償措置（みなし代償措置も含め）と呼べるものが存在することについて、肯定的に判断されている。

競業避止義務契約の有効性が認められる可能性が高い規定のポイント

- 競業避止義務期間が1年以内となっている。
- 禁止行為の範囲につき、業務内容や職種等によって限定を行っている。
- 代償措置（高額な賃金など「みなし代償措置」といえるものを含む）が設定されている。

有効性が認められない可能性が高い規定のポイント

- 業務内容等から競業避止義務が不要である従業員と契約している。
- 職業選択の自由を阻害するような広汎な地理的制限をかけている。
- 競業避止義務期間が2年超となっている。
- 禁止行為の範囲が、一般的・抽象的な文言となっている。
- 代償措置が設定されていない。

労働法との関係におけるポイント

- 就業規則に規定する場合については、個別契約による場合がある旨を規定しておく。
- 当該就業規則について、入社時の「就業規則を遵守します」等といった誓約書を通じて従業員の包括同意を得るとともに、十分な周知を行う。

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>